

さいたま市立大宮東中学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第1条 本会は「さいたま市立大宮東中学校PTA」と称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、父母又はこれに代わる保護者と教職員とが協力し、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図るとともに、会員自身の研修と、相互の親密な連携・協調を図ることを目的とする。

第3章 活動及び方針

(活動及び方針)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、生涯学習の基礎の啓発培養及び東中教育の振興を目指し、次の活動を行う。

- (1) 会員自身の研修と相互の親密な連携・協調
- (2) 家庭と学校の緊密な連携
- (3) 生徒の教育活動及び教職員の研究助成
- (4) 生徒及び本会の会員の厚生及び福祉
- (5) 学校内外の環境整備、改善及び充実
- (6) 部活動等に所属する生徒の健全育成
- (7) その他本会の目的に達成に必要と認める事項

第4章 組織

(組織)

第4条 本会の会員は、本校生徒の父母又はこれに代わる保護者並びに教職員とする。

(専門部)

第5条 第3条の活動を行うため、次の専門部を置く。

- (1) 総務部 学級学年活動、総会の運営補助、その他各部に属さない事項
- (2) 厚生部 会員の文化活動、研修に関する事項、環境整備、生徒の校外における健全育成及び交通安全に関する事項
- (3) 広報部 広報紙の発行、その他広報活動に関する事項
- (4) 育成部 部活動等に所属する生徒の育成に関する事項
育成部は別に定める運営規程による。

(役員)

- 第6条 本会の役員は次のとおりとする。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 5名(うち1名は教頭)
 - (3) 会 計 3名(うち1名は事務職員)
 - (4) 書 記 3名(うち1名は教務主任)
 - (5) 監 事 2～3名

(理事)

- 第7条 本会の理事は次のとおりとする。
- (1) 常任理事 各専門部の正副部長と各学年理事長
 - (2) 学年理事 各学年より選出

(校長の会議への出席)

- 第8条 校長は本会の顧問として、すべての会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 役員・理事の選出

(役員を選出)

- 第9条 (1) 役員を選出は、本会の会員のなかより役員推薦委員会で推薦し、理事の了承を経て総会で承認を得る。
- (2) 役員推薦委員会は、別に定める運営規程による。

(理事を選出)

- 第10条 (1) 学年理事は各学年より選出し、総務部、厚生部、広報部に3～5名ずつ所属とする。
- (2) 各学年は、学年理事長1名を学年理事より選出する。各学年副理事長は学年主任とする。
- (3) 各専門部は、部長1名、副部長2名(うち1名は教職員)を選出する。
- (4) 教職員は、理事として各専門部に所属し、当該部員代表1名が副部長となる。

第6章 役員・理事の任期

(役員及び理事の任期)

- 第11条 役員及び理事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員及び理事の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 役員・理事の任務

(役員及び理事の任務)

第12条 役員及び理事の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を行う。ただし育成部は別会計とする。
- (4) 書記は、諸会議の記録及び保管等に当たる。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) 常任理事は、本会の各種原案の作成と緊急な要務を審議執行する。
- (7) 理事は、本会の重要事項を審議執行する。
- (8) 学年理事長は、当該学年の理事を代表し学年諸事業の企画運営に当たる。
- (9) 学年理事は、学級・学年諸事業の企画運営に当たる。
- (10) 専門部は、各部の諸活動を行う。

第8章 機関

(機関)

第13条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 学年理事会

(会議の招集)

第14条 会議は、すべて会長が招集する。議案は、出席者の過半数で議決する。

(定期総会等)

第15条 定期総会は年1回年度当初に開催し、事業・決算報告の承認及び役員承認、事業計画、予算案、会則の変更等を議決する。臨時総会は、必要に応じ開くことができる。

(理事会)

第16条 理事会は、役員(監事を除く)及び全理事により構成し、総会に次ぐ議決機関として重要事項について審議する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は役員(監事を除く)各学年理事長、各専門部正副部長及び総務部により構成し、企画、運営、予算、その他全般にわたる事項について審議執行する。

(学年理事会)

第18条 各学年理事会は、所管事項について審議執行する。

第9章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、会費及びその他の収入を充てる。

(PTA会費)

第20条 PTA会費は月額500円とする。ただし、事情により減免することができる。

(育成部会費)

第21条 削除

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第23条 会計監査は、会計年度の上・下半期に行う。

第10章 帳簿

(帳簿)

第24条 本会は、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) PTA会計簿
- (3) 育成部会計簿
- (4) 記録簿
- (5) その他必要な帳簿

第11章 補則

第25条 本会則の実施に必要な運営規程は、理事会の審議を経て別に定める。

付 則

1. 本会則は昭和39年5月17日より施行する。
2. 昭和42年3月20日、会則の一部を改訂し、昭和42年4月1日より施行する。
3. 昭和43年5月8日、会則の一部を改訂し、即日施行する。
4. 昭和43年3月21日、会則の一部を改訂し、昭和44年4月1日より施行する。
5. 昭和45年5月19日、会則の一部を改訂し、即日施行する。
6. 昭和48年3月3日、会則の一部を改訂し、昭和48年4月1日より施行する。
7. 昭和50年5月13日、会則の一部を改訂し、即日施行する。
8. 昭和63年7月12日、会則の一部を改訂し、即日施行する。
但し、昭和63年度に限り、役員・理事・会費は定期総会承認の通りとする。
9. 平成3年5月10日、会則の一部を改訂し、即日施行する。
10. 平成5年5月13日、会則の一部を改訂し、即日施行する。
11. 平成7年5月18日、会則の一部を改訂し、即日施行する。
12. 平成11年2月1日、会則の一部を改訂し、平成11年4月1日より施行する。
13. 平成13年5月1日、大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴う校名変更により、
第1章・第1条の本会の名称をさいたま市立大宮東中学校PTAと改称し、即日施行する。
14. 平成22年1月12日、会則の一部を改訂し、平成22年5月13日より施行する。
15. 平成23年2月22日、会則の一部を改訂し、平成23年5月13日より施行する。
16. 平成27年4月17日、会則の一部を改訂し、平成27年5月8日より施行する。
17. 令和3年5月14日、会則の一部を改訂し、即日施行する。
18. 令和5年12月20日、会則の一部を改訂し、令和6年4月1日より施行する。

さいたま市立大宮東中学校PTA運営規程

PTA育成部

(目的)

- 第1条 大宮東中学校PTAの趣旨に賛同し、各部に入部した生徒のその保護者及び各部顧問をもって組織する。
本部は、教育方針にのっとり、各部生徒の健康保持増進及び、体位、体力の向上、学芸の奨励を目指し、円満な人格の育成を目的とする。

(役員)

- 第2条 育成部には次の役員を置く。
- (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 1名
 - (3) 会計 1名(副部長が兼任してもよい)

(役員選出)

- 第3条 役員を選出は次の方法による。
各部にて選出し、承認された1名を役員とする。
役員数は部活数に応じたものとするが、部長については別途選任することもできる。

(会費)

- 第4条 削除

(傷害)

- 第5条 活動時における生徒の傷害責任は、日本スポーツ振興センターを適用し、学校管理者、部顧問に責任を問わない。

(所属部)

- 第6条 育成部は次の部を置く。
野球、サッカー、バレーボール(女子)、ソフトテニス(男女)、バスケットボール(男女)、卓球(男女)、剣道(男女)、吹奏楽、美術、科学技術

(細則)

- 第7条 本部の運営に必要なある時は本規程の定める範囲で細則を定めることができる。

(雑則)

- 第8条 本規程に定めなき事項は常任理事会において定める。

【細則】

1. 会計については、会計担当役員に一任し、また通帳の名義の変更も会計担当役員にまかせるものとする。

役員推薦委員会

(委員の構成)

第1条 役員推薦委員会は、各学年理事の中から各1名(合計3名)、厚生部から1名、広報部から1名、及び教員2名で構成し、正副委員長は互選とする。

- (1) 第1学年理事 1名
- (2) 第2学年理事 1名
- (3) 第3学年理事 1名
- (4) 厚生部 1名
- (5) 広報部 1名
- (6) 教員 2名

(推薦)

第2条 役員推薦委員会は、新役員を選考し理事会及び総会に推薦する。

(解散)

第3条 役員推薦委員会は、その任務を終了したとき解散する。

さいたま市立大宮東中学校PTA慶弔規程

第1条 会員、生徒、教職員の配偶者、また教職員は1親等の親族が死亡した場合、香典の金額は5,000円とする。

第2条 生徒並びに教職員が21日以上入院した場合、見舞いの金額は3,000円とする。なお、入院期間が長期間となった場合は別途協議し決定する。

第3条 生徒並びに教職員が罹災した場合、見舞いの金額は3,000円とする。なお、罹災内容により別途協議し決定する。

第4条 教職員の結婚、教職員及び配偶者の出産の場合、祝いの金額は5,000円とする。

第5条 その他協議が必要と認める事項については、常任理事会にて決定する。

年度途中の転出入生徒に係るPTA会費の納入及び返金に関する規程

第1条 年度途中に転入した生徒に係るPTA会費については、転入した月から納入するものとする。

第2条 年度途中に転出した生徒に係るPTA会費については、既に納入してある会費から転出した月までの会費分を差し引いた残金を返金するものとする。

さいたま市立大宮東中学校PTA個人情報取扱規程

(目的)

第1条 さいたま市立大宮東中学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。
(1) 会費集金、管理、PTA活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の配布
(2) 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
(3) PTA行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿

(利用目的による制限)

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

- 第10条 (1) 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
- (2) 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

- 第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者へ提供をする際の確認等)

- 第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供する対象者の氏名
 - (3) 提供する情報の項目
 - (4) 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者から提供を受ける際の確認等)

- 第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の氏名
 - (4) 提供を受ける情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

- 第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

- 第15条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

- 第16条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

- 第17条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

1. この運営規程は、昭和48年4月1日より実施する。
2. 昭和63年7月12日、慶弔規程の一部を改訂し、即日施行する。
3. 平成2年5月10日、慶弔規程の一部を改訂し、即日施行する。
4. 平成3年5月10日、年度途中の転出入生徒に係るPTA会費の納入及び返金に関する規程を設け、即日施行する。
5. 平成7年5月18日、役員推薦委員会の一部を改訂し、即日施行する。
6. 平成11年11月10日、慶弔規程の一部を改訂し即日施行する。
7. 平成13年5月1日、大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴う校名変更により、運営規程をさいたま市立大宮東中学校PTA運営規程と改称し、即日施行する。
8. 平成15年1月14日、慶弔規程の一部を改訂し、即日施行する。
9. 平成17年11月10日、慶弔規程の一部を改訂し、即日施行する。
この規程に対する返礼等は、一切無用とする。
10. 平成19年12月6日、役員推薦委員会の一部を改訂し、平成20年4月1日より施行する。
11. 平成22年1月12日、役員推薦委員会の一部を改訂し、平成22年4月1日より施行する。
12. 平成27年4月17日、PTA育成部運営規程を追加し、役員推薦委員会、慶弔規程の一部を改訂し、平成27年5月8日より施行する。
13. 平成30年2月22日、さいたま市立大宮東中学校PTA個人情報取扱規程を追加し、平成30年5月25日より施行する。
14. 令和3年度5月14日 PTA 育成部運営規程の一部および、役員推薦委員会の一部を改訂し、即日施行する。
15. 令和5年12月20日、PTA育成部運営規程の一部を改訂し、令和6年4月1日より施行する。
16. 令和6年5月15日、PTA育成部運営規程の一部を改訂し、即日施行する。

<PTA 組織図>

